

障害福祉サービス・児童通所支援の過誤申立の手続きについて

障害福祉サービス・児童通所支援の支給が確定した（国保連から「支払決定額通知書情報」が届いた）請求に誤りがあった場合、過誤申立によって請求の取下げを行うため、対象となる請求について「障害者総合支援給付費等過誤（取下げ）申請書」を提出していただきます。

手続きについては下記をご確認ください。

1. 過誤申立ての流れ

① 過誤申立書の作成

浜松市HPから過誤申立書をダウンロードし、必要事項を記入してください。

- ・提出書式の掲載場所

浜松市HP > 創業・産業・ビジネス > 福祉・介護

> 障害福祉サービス等事業者の皆様へ > 障害者自立支援給付関係

(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/syoghuku/siteii/documents/jiritsushienkyufu.html>)

- ・ファイル名

障害者総合支援給付費等過誤（取下げ）申立書 《事業所→市町》

② 過誤申立書の提出

提出方法：電子メール（shougai-shien@city.hamamatsu.shizuoka.jp）

提出期限：取下げを行う月の前月末まで

留意事項：FAX、郵送、窓口での提出は、原則として受付いたしません。

③ 過誤決定通知書情報の確認

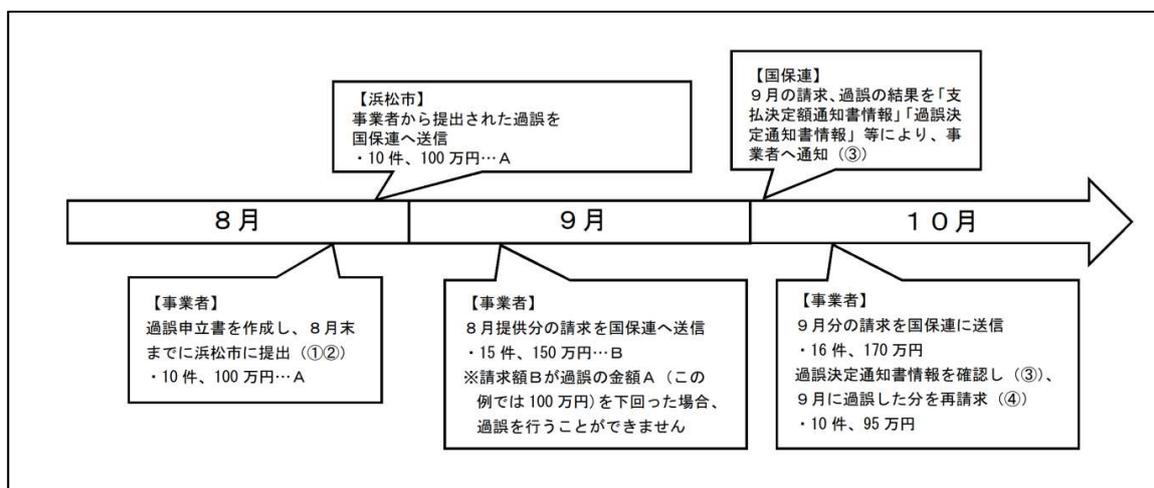
過誤の翌月（過誤申立書提出の翌々月）に国保連から送付される「過誤決定通知書情報」をご確認ください。

④ 過誤申立てした請求の再請求

過誤決定通知書情報を受領した月以降に、国保連に再請求することができます。

ただし、同月過誤の場合は、通知を待たず再請求を行います。

【参考】過誤申立の流れ（9月に過誤を行いたい場合）



2. 過誤の種類

過誤申立は、「通常過誤」と「同月過誤」の2種類です。

過誤の種類によって再請求を行う時期が異なりますが、いずれの過誤申立を選択した場合も、当月の給付額を上回る金額を取り下げることができません。

3. 同月過誤処理の場合

同月過誤は、特別な処理（過誤申立内容、事業所の請求状況・資金繰り等を考慮した上で、どうしても必要な場合）であるため、やむを得ないと判断される場合を除き受付いたしません。

原則は通常過誤により手続きを行ってください。

やむを得ず同月過誤を行う必要がある場合は、過誤（取下げ）申立書に、別紙「過誤請求に係る障害者総合支援給付費等の返還について」と「過誤計画書」を添付して提出してください。

4. 過誤の件数が多い場合

長期にわたる請求誤りにより大量の過誤処理が必要となり、一度の過誤調整が難しい（当月の給付額より、過誤による取下げ額の方が高額になる）場合は、事前にご相談ください。

6月以上継続して過誤申立を行う場合は、過誤（取下げ）申立書に「過誤計画書」を添付してください。

5. 複数事業所を利用している場合

上限管理対象者の請求を過誤する場合は、上限管理結果表の再提出が必要となります。

また、1つの事業者が過誤を行ったことにより他事業者の請求額に影響がある場合は、他事業者も過誤が必要となります。事業者間で調整したのち過誤申立書を提出してください。

6. その他

過誤申立にあたっては、以下の書類を確認してください。

公益社団法人国民健康保険中央会「請求事務ハンドブック」

・掲載場所

公益社団法人国民健康保険中央会 > ホーム > 介護・障害者総合支援関係者の皆様へ
> 障害者総合支援関係 > お知らせ

(<https://www.kokuho.or.jp/supporter/disability/news.html>)